

## 6 プラスチック・ゴム製品, 皮革製品, 窯業・土石製品

列部門	2211-01	プラスチック製品
行部門	2211-011	プラスチックフィルム・シート
	2211-012	プラスチック板・管・棒
	2211-013	プラスチック発泡製品
	2211-014	工業用プラスチック製品
	2211-015	強化プラスチック製品
	2211-016	プラスチック製容器
	2211-017	プラスチック製日用雑貨・食卓用品
	2211-019	その他のプラスチック製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の中分類22「プラスチック製品製造業(別掲を除く)」の生産活動を範囲とする。

ISIC: 「2520 プラスチック製品製造業」

[生産物例示]

プラスチックフィルム・シート: プラスチックフィルム, プラスチックシート, プラスチック床材, 合成皮革, プラスチックフィルム・シート・床材, 合成皮革加工品  
プラスチック板・管・棒: プラスチック製平板・波板・積層品・化粧板・棒, プラスチック硬質管, プラスチックホース, プラスチック継手, 雨どい, その他のプラスチック異形押出製品, プラスチック板・管・棒・継手・異形押出製品の加工品

プラスチック発泡製品: ポリウレタンフォーム, ポリエチレンフォーム, 塩化ビニルフォーム, ポリスチレンフォーム, ポリスチレンペーパー, 板状発泡製品

工業用プラスチック製品: 輸送機械用プラスチック製品(バンパー, ダッシュボード, ホイールキャップ等), 電気機械器具用プラスチック製品(TVキャビネット, 掃除機ボデー, 冷蔵庫内装品等), その他の工業用プラスチック製品, 工業用プラスチック製品の加工品

強化プラスチック製品: 強化プラスチック製板・棒・管・継手, 強化プラスチック製容器・浴槽・浄化槽, 強化プラスチック製保安帽・がい子・橋脚・コンテナ等, 発泡・強化プラスチック製品の加工品

プラスチック製容器: プラスチック製灯油缶, 工業用薬品缶, 洗剤・シャンプー用容器, ビールコンテナ, 農林水産用コンテナ, ごみ箱

プラスチック製日用雑貨・食卓用品: プラスチック製のまな板, ボール, 食器, 盆等の台所・食卓用品, 雑貨, 浴室用品

その他のプラスチック製品: プラスチック成形材料, 廃プラスチック製品(くい, 棚, 漁礁等), 結束テープ, プラスチック製の絶縁テープ, 時計ガラス, 止水板, 人工芝, プラスチック製品の加工品(他に分類されないもの)

列部門	2311-01	タイヤ・チューブ
行部門	2311-011	タイヤ・チューブ

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類231「タイヤ・チューブ製造業」及び細分類2394「更生タイヤ製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC: 「2511 ゴムタイヤ及びチューブ製造業並びにゴムタイヤ再生業」

[生産物例示]

自動車用タイヤ・チューブ, 航空機用タイヤ・チューブ, 自転車用タイヤ・チューブ, 運搬車用タイヤ・チューブ, ソリッドタイヤ, 更生タイヤ

列部門	2319-01	ゴム製履物
行部門	2319-011	ゴム製履物

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2321「ゴム製履物・同附属品製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC: 「1920 履物製造業」

[生産物例示]

地下足袋, ゴム底布靴, 総ゴム靴, ゴム草履・スリッパ(スポンジ製のものを含む), ゴム製の履物用品(ゴム底, ゴムかかと, 草履底, 甲など)

列部門	2319-02	プラスチック製履物
行部門	2319-021	プラスチック製履物

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2322「プラスチック製履物・同附属品製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC: 「1920 履物製造業」

[生産物例示]

プラスチック製靴(合成皮革製靴, プラスチック成形靴など), プラスチック製サンダル・スリッパ・草履, プラスチック製運動靴, プラスチック製の履物附属品

列部門	2319-09	その他のゴム製品
行部門	2319-099	その他のゴム製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類233「ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業」、細分類2391「ゴム引布・同製品製造業」、2392「医療・衛生用ゴム製品製造業」、2393「ゴム練生地製造業」、2395「再生ゴム製造業」及び2399「他に分類されないゴム製品製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2519 その他のゴム製品製造業」

(生産物例示)

コンベアゴムベルト、平ベルト、Vベルト(ファンベルトを含む)、ゴムホース、工業用ゴム製品(防振ゴム、ゴム製パッキン等)、ゴム引布、ゴム引布製品(エアーマットレス等)、医療・衛生用ゴム製品(乳首、水まくら、氷のう、手術用手袋、避妊用具等)、ゴム練生地、再生ゴム、その他のゴム製品(フォームラバー、ゴム手袋(医療用を除く)、消しゴム、ゴムバンド、指サック(事務用)、印刷ゴム等)

列部門	2411-01	革製履物
行部門	2411-011	革製履物

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類243「革製履物用材料・同附属品製造業」及び244「革製履物製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「1920 履物製造業」

(生産物例示)

紳士用革靴(23cm以上)、婦人用・子供用革靴、運動用革靴(登山靴、スケート靴、ゴルフ靴等)、作業用革靴(保安靴、帯電靴等)、革製草履・スリッパ・サンダル、革製の履物用材料(甲、靴底、かかと)

列部門	2412-01	製革・毛皮
行部門	2412-011	製革・毛皮

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類241「なめし革製造業」及び248「毛皮製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「1820 毛皮仕上げ及び染色業並びに毛皮製衣服製造業」、[1911 皮なめし及び仕上げ業]

(生産物例示)

成牛甲革、中小牛甲革、牛皮革、牛ぬめ革、その他の牛革、馬革、豚革、山羊・めん羊革、その他のなめし革(わに革、とかげ革、へび革等)、毛皮(調整済で完成品でないもの)

[注意点]

毛皮製衣服、なめし革製衣服及び毛皮製身の回り品(コート、えり巻、毛皮装飾品等)は、「1522-09、-099その他の衣服・身の回り品」に含まれる。

列部門	2412-02	かばん・袋物・その他の革製品
行部門	2412-021	かばん・袋物・その他の革製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類242「工業用革製品製造業(手袋を除く)」、245「革製手袋製造業」、246「かばん製造業」、247「袋物製造業」及び249「その他のなめし革製品製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「1912手 荷物かばん、ハンドバッグ及び馬具類製造業」

(生産物例示)

工業用革製品(工業用革ベルト、革製パッキン、ガスケット)、革製手袋(合成皮革製を含む)(衣服用、作業用、スポーツ用)、かばん(材料のいかんを問わない)(なめし革製旅行かばん、なめし革製書類入れかばん・学生かばん・ランドセル、プラスチック製かばん、合成皮革製ケース等)、袋物(札入れ、財布、ショッピングバッグ等)、ハンドバッグ(材料のいかんを問わない)、その他の革製品(服装用革ベルト、馬具、むち、腕時計用革バンド等)

[注意点]

革製の運動用具(グローブ等)は、「3911-02、-021運動用品」に、なめし革衣服は、「1522-01、-011その他の衣服・身の回り品」にそれぞれ含まれる。

列部門	2511-01	板ガラス・安全ガラス
行部門	2511-011	板ガラス
	2511-012	安全ガラス・複層ガラス

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2511「板ガラス製造業」、2512「板ガラス加工業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2610 ガラス及びガラス製品製造業」

(生産物例示)

板ガラス：普通板ガラス、変り板ガラス、みがき板ガラス

安全ガラス・複層ガラス：合せガラス，強化ガラス，複層ガラス，すりガラス，曲げガラス，鏡

列部門	2512-01	ガラス繊維・同製品
行部門	2512-011	ガラス繊維・同製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2517「ガラス繊維・同製品製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2610 ガラス及びガラス製品製造業」

(生産物例示)

ガラス短繊維フェルト，ガラス短繊維ボード，ガラス短繊維筒，ガラス長繊維ロービング，ガラス長繊維フィルター，ガラス長繊維糸，ガラス長繊維布，ガラス長繊維テープ，光ファイバ（素線）

列部門	2519-09	その他のガラス製品
行部門	2519-091	ガラス製加工素材
	2519-099	その他のガラス製品（除別掲）

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2513「ガラス製加工素材製造業」，2514「ガラス容器製造業」，2515「理化学用・医療用ガラス器具製造業」，2516「卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業」及び2519「その他のガラス・同製品製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2610 ガラス及びガラス製品製造業」

(生産物例示)

ガラス製加工素材：光学ガラス素地（眼鏡用を含む），電球用ガラスバルブ，電子管用ガラスバルブ，ガラス棒球

その他のガラス製品（除別掲）：ガラス容器（ガラス製飲料用容器，ガラス製食料・調味料用容器，化粧品瓶，インキ瓶等），理化学用・医療用ガラス器具（フラスコ，ビーカー，試験管，アンプル，薬瓶等），卓上用ガラス器具，ガラス製台所・食卓用品，その他のガラス製品（魔法瓶用ガラス製中瓶，照明・信号用ガラス製品，ガラスブロック，ガラススタイル等）

列部門	2521-01	セメント
行部門	2521-011	セメント

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2521「セメント製造業」の生産活動を範囲とする。

なお，セメントクリンカは中間製品扱いとし，輸出用及び在庫増減のみを生産額として計上する。

I S I C : 「2694 セメント，石灰及び石膏製造業」

(生産物例示)

ポルトランドセメント，フライアッシュセメント，高炉セメント，白色ポルトランドセメント

列部門	2522-01	生コンクリート
行部門	2522-011	生コンクリート

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2522「生コンクリート製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2695 コンクリート製品，セメント製品及び石膏製品製造業」

列部門	2523-01	セメント製品
行部門	2523-011	セメント製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2523「コンクリート製品製造業」及び2529「その他のセメント製品製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2695 コンクリート製品，セメント製品及び石膏製品製造業」

(生産物例示)

コンクリート系パネル，遠心力鉄筋コンクリート管・柱・くい，普通コンクリート管，空洞コンクリートブロック，土木用コンクリートブロック，道路用コンクリート製品，プレストレストコンクリート製品，テラゾー製品，石綿セメント板，波形石綿スレート，その他のセメント製品（セメント瓦，厚形スレート，木材セメント製品，気泡コンクリート製品等）

列部門	2531-01	陶磁器
行部門	2531-011	建設用陶磁器
	2531-012	工業用陶磁器
	2531-013	日用陶磁器

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類254「陶磁器・同関連製品製造業」

業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2691 非建設用耐火性窯業製品製造業」  
 「2693 建設用耐火性粘土・セラミック製品製造業」

〔生産物例示〕

建設用陶磁器：衛生陶器（浴槽，洗面手洗器，便器等），  
 タイル

工業用陶磁器：電気用陶磁器（がい子，がい管，電気用特殊陶磁器，ファインセラミックス製IC基板・パッケージ（焼結し放しのもの）等），理化学・工業用陶磁器，理化学・工業用ファインセラミックス（焼結し放しのもの）

日用陶磁器：陶磁器製和・洋飲食器，陶磁器製台所・調理用品，陶磁器製置物，陶磁器絵付品，陶磁器用はい土

列部門	2599-01	耐火物
行部門	2599-011	耐火物

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類255「耐火物製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2692 耐火性窯業製品製造業」

〔生産物例示〕

耐火れんが，不定形耐火物（耐火モルタル，キャストブル耐火物等），人造耐火材（マグネシアクリンカー，合成ムライト等），その他の耐火物（粘土質るつぽを含む）

列部門	2599-02	その他の建設用土石製品
行部門	2599-021	その他の建設用土石製品

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類253「建設用粘土製品製造業（陶磁器製を除く）」及び細分類2596「石こう（膏）製品製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2694 セメント，石灰及び石膏製造業」

「2695 コンクリート製品，セメント製品及び石膏製品製造業」

〔生産物例示〕

石膏ボード，化粧石膏ボード，ラスボード，吸音ボード，石膏プラスタ，焼石こう，粘土瓦（いぶしかわら，うわ薬かわら，塩焼かわら），普通れんが，陶管

列部門	2599-03	炭素・黒鉛製品
行部門	2599-031	炭素・黒鉛製品

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類256「炭素・黒鉛製品製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2699 他に分類されないその他の非金属鉱物製品製造業」

〔生産物例示〕

電極（人造黒鉛電極，電解板，炭素電極，連続自焼式電極ペースト），炭素棒（ガウジング用，電池用等），ブラシ（人造黒鉛質，金属黒鉛質等），不浸透製炭素，黒鉛るつぽ，特殊炭素製品

列部門	2599-04	研磨材
行部門	2599-041	研磨材

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類257「研磨材・同製品製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2699 他に分類されないその他の非金属鉱物製品製造業」

〔生産物例示〕

天然研磨材，人造研削材，研削砥石，研磨布・紙

列部門	2599-09	その他の窯業・土石製品
行部門	2599-099	その他の窯業・土石製品

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2582「人工骨材製造業」，2583「石工品製造業」，2584「けいそう土・同製品製造業」，2585「鉱物・土石粉砕等処理業」，2591「ほうろう鉄器製造業」，2592「七宝製品製造業」，2593「人造宝石製造業」，2594「ロックウール・同製品製造業」，2595「石綿製品製造業」，2597「石灰製造業」，2598「鋳型製造業（中子を含む）」及び2599「他に分類されない窯業・土石製品製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2696 石材切り出し・型削り・磨き業」，「2699 他に分類されないその他の非金属鉱物製品製造業」

〔生産物例示〕

石綿糸，石綿布，ジョイント・シート，石綿板，プレーキ

ライニング、石綿保温材、ほうろう鉄器（台所・食卓用ほうろう鉄器、ほうろう製衛生用品等）、石灰（生石灰、消石灰、軽質炭酸カルシウム等）、その他の土石製品（人工骨材、土工品、けいそう土・同製品、鉱物・土石粉碎・その他の処理品）、七宝製品、人造宝石、ロックウール・同製品、鋳型、その他の窯業・土石製品（うわ薬、雲母板等）

〔変更点〕

平成2年表の行部門「2599-091石綿製品」を「2599-099その他の窯業・土石製品（除別掲）」に統合し、部門名から（除別掲）を削除した。

## 7 鉄鋼，非鉄金属，金属製品

列部門	2611-01	銑鉄
行部門	2611-011	銑鉄

（通商産業省）

高炉銑及び高炉によらない銑鉄の生産活動を範囲とし、原鉄、純鉄、ベースメタルを範囲に含める。

なお、生産工程において発生する高炉ガス、高炉ガス灰、鋳滓バラスト、けい酸石灰は副産物扱いとし、それぞれ「2121-019その他の石炭製品」、 「0621-019その他の窯業原料鉱物」、 「0622-021碎石」及び「2011-011化学肥料」を競合部門とする。

ISIC：「2710 第1次鉄鋼製造業」

〔生産物例示〕

高炉銑、電気炉銑、小形高炉銑、原鉄、純鉄、ベースメタル

〔変更点〕

副産物（鋳滓）の競合部門を「0622-011砂利・採石」から「0622-021碎石」に変更。

列部門	2611-02	フェロアロイ
行部門	2611-021	フェロアロイ

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2623「フェロアロイ製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、生産工程において発生するガス、けい酸石灰は副産物扱いとし、それぞれ「2121-019その他の石炭製品」及び「2011-011化学肥料」を競合部門とする。

ISIC：「2710 第1次鉄鋼製造業」

〔生産物例示〕

フェロアロイ、ニッケルルッペ、金属マンガン、酸化モリブデンブリケット

列部門	2611-03	粗鋼（転炉）
行部門	2611-031	粗鋼（転炉）

（通商産業省）

転炉による鋼塊の生産活動を範囲とする。

なお、生産工程において発生する鋳滓は副産物扱いとし、「0622-021碎石」を競合部門とする。

ISIC：「2710 第1次鉄鋼製造業」